

医療型障害児入所施設

(1) 人員に関する基準

<p>① 従業員の員数等</p>	<p>指定医療型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 医療法に規定する病院として必要とされる従業者… 同法に規定する病院として必要とされる数 <ul style="list-style-type: none"> □ 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設の長及び医師は、肢体の機能の不自由な者の療育に関して相当の経験を有する医師でなければならない □ 主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設の長及び医師は、内科、精神科、医療法施行令第3条の2第1項第1号ハ及びニ(2)の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する医師でなければならない □ 児童指導員及び保育士の数及び総数 児童指導員 1以上 保育士 1以上 (※いずれも1以上配置した上で、総数の規定がある) □ 主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設… 通じておおむね障害児の数を6.7で除して得た数以上 □ 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設… 通じておおむね障害児である乳幼児の数を10で除して得た数及び障害児である少年の数を20で除して得た数の合計数以上 □ 主として重症心身障害児を入所させる指定医療型障害児入所施設… 心理指導担当職員1以上 心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するものまたはこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない □ 主として肢体不自由のある児童又は重症心身障害児を入所させる指定医療型障害児入所施設… 理学療法士又は作業療法士 1以上 □ 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設において、職業指導を行う必要があると認められる場合… 職業指導員 □ 上記の従業者は、専ら当該指定医療型障害児入所施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。 □ 指定医療型障害児入所施設が、療養介護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受け、かつ指定入所支援と療養介護とを同一の施設において一体的に提供している場合については、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの人員、設備及び運営に関する基準第50条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、上記職員配置の基準を満たしているものとみなすことができる
<p>② 児童発達支援管理責任者</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 1以上
<p>③ 施設長(管理者)</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 専らその職務に従事する管理者を置かなければならない ただし、指定医療型障害児入所施設の管理上支障がない場合は、当該指定医療型障害児入所施設の他の職務に従事させ、又は当該指定医療型障害児入所施設以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。 □ 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設の長及び医師は、肢体の機能の不自由な者の療育に関して相当の経験を有する医師でなければならない □ 主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設の長及び医師は、内科、精神科、医療法施行令第3条の2第1項第1号ハ及びニ(2)の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する医師でなければならない

(2) 設備に関する基準

<p>① 設備及び備品</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 医療法に規定する病院として必要とされる設備を有すること □ 訓練室及び浴室を有すること □ 主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設… 静養室を設けること □ 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設… 屋外訓練場、ギブス室、特殊手工芸等の作業を指導するのに必要な設備、義肢装具を製作する設備並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を設けること。ただし、義肢装具を製作する設備は他に適当な設備がある場合は、これを設けることを要しない □ 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設は、その階段の傾斜を緩やかにしなければならない □ 上記設備は、専ら当該指定医療障害児入所施設の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、居室を除く設備については、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。 □ 指定福祉型所障害児入所施設が、療養介護に係る指定障害者支援施設の指定を受け、かつ、指定入所支援と療養介護とを同一の施設において一体的に提供している場合については、指定障害者支援施設の設備に関する基準を満たすことをもって、上記に記載する基準を満たしているものとみなすことができる。
<p>その他 (運営の基準より一部 抜粋)</p>	<p>健康管理</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 指定医療型障害児入所施設は、常に障害児の健康状況に注意するとともに、入所した障害児に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない □ 前項の規定にかかわらず、次の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれの健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、健康診断の全部及び一部を行わないことができる。この場合において、健康診断の結果を把握しなければならない <p>※児童相談所当における障害児の通所開始前の健康診断→障害児の入所時の健康診断 ※通学する学校における健康診断→定期の健康診断又は臨時の健康診断</p> <p>協力歯科医療機関</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 指定医療型障害児入所施設(主として自閉症児を受け入れるものをのぞく)は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。